

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について（1月28日開催の調査特別委員会について）

平成30年 1 月 15 日

目 次

<協議事項>

専門的知見の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について（1月28日開催の調査特別委員会について）

■議決内容（平成29年10月6日）

地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（中核市移行に係る分析等）

- 1 調査事項 中核市移行に係る分析等
- 2 調査期間 平成29年10月6日から平成30年2月16日まで
- 3 調査を依頼する者 東京都国立市中2丁目1番地
国立大学法人 一橋大学 副学長 辻 琢也
東京都港区六本木7丁目22番1号
国立大学法人 政策研究大学院大学 教授 高田 寛文

■県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

1 報告形態等

- (1) 開催会議 県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会
- (2) 開催日 平成30年1月28日（日） 13時15分から
- (3) 開催場所 全員協議会室
- (4) 対象者 小田原市議会議員
- (5) テーマ 中核市移行と地方の未来 ～行財政改革の必要性和持続可能なまちづくり～
- (6) 資料 パワーポイントによる映像及び卓上資料（パワーポイントの写し）
- (7) 進行内容

- ① 13:15～ 再開・・・委員長
- ② 13:17～13:25 教授紹介・・・委員長
- ③ 13:25～15:00 報告・・・辻教授、高田教授から講演
休憩（10分）
- ④ 15:10～17:00 質疑・・・調査特別委員から教授に対し質疑
質疑・・・委員外議員から教授に対し質疑
休憩（質疑終了後） 意見交換・・・委員及び委員外議員と教授との間での意見交換
※休憩中のため会議録は取らない。（一般傍聴は可能）
- ⑤ 17:00～17:05 取りまとめ・・・委員長
- ⑥ 17:05 散会・・・委員長

【対：傍聴者】

○委員会写真撮影等について（小田原市傍聴規則・議会運営委員会申合せ事項）

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

○電子機器の持ち込みによる使用について（報道機関の傍聴時の取扱いについて）

議会が主催する会議において、当該会議の議事に係る文書の作成に必要な場合に限り使用を認める。委員会での使用できる機器は録音機器。

機器を使用しての録画及び撮影をしないこと。ただし、議長又は委員長の許可を得た場合にあっては、この限りでない。

【会場レイアウト】

